

保育施設に関する誓約書兼同意書

～以下の内容を読み、□にチェックを入れてください～

(宛先)箕面市教育委員会教育長

- 別添「保育施設入園のご案内」の記載事項を全て確認しました。
- 各保育施設のルールを守り、必ず保育時間内に送迎します。(保育時間とは、保護者の通勤時間+就労時間。また、特に土曜日の保育については、原則として就労要件で父母ともに土曜就労のあるかたのみ利用可能。)
- 世帯構成(結婚、離婚、祖父母等の同居など)、保育要件(就労、疾病、出産、育児休業など就労先(異動、退職、転職など)、就労状況(日数、時間など)等申請内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども総合窓口届け出ます。
- 在園中は保育要件を常に満たします。就労要件の場合は、週平均4日以上かつ1日平均概ね4時間以上(月64時間以上)の就労等を常に満たします。
- 保育要件の確認については、就労証明書と月収額等との整合性を含めて実施し、内容に相違がある場合は保育要件に該当しないものとするを承諾します。また、保育要件等確認のため、子ども総合窓口から各種書類の提出を求められた場合は所定の方法、期限に従い提出します。
- 公平かつ適正に保育を運営するため、保育施設から登園状況、連絡先等の情報を収集する場合があること、また、保育施設に対し、世帯構成、保育要件、連絡先等の情報を提供する場合があることを承諾します。
- 保育料、給食料及び延長保育料は納期限までに必ず支払います。
【保育園・公立認定こども園(保育園コース)の場合】
※納期限までにお支払いのない場合は督促状を送付します。
(保育料には督促手数料が発生し、延滞金が課せられます。)
※正当な理由なく保育料を長期にわたり滞納された場合は、児童福祉法第56条第7項の規定により、滞納処分(給与差押え等)を行う場合があります。
【私立認定こども園(保育園コース)、地域型保育事業所の場合】
※園の規定に従って、保育料、給食料、延長保育料を支払います。
- 副食費の免除対象及び保育料は保護者等の市区町村民税をもとに決定するため、未申告や書類未提出などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、副食費の免除対象とならないことや保育料を最高額に決定することを承諾します。
- 安心・安全な保育施設の運営が行われるよう、施設の管理・運営上の必要な指示に従い、保育施設の運営に支障をきたしません。
- 誓約書兼同意書の内容に反した場合、保育認定の取り消しや保育の実施を解除(退園)とされても異議ありません。

入園にあたり上記内容を全て確認のうえ同意し、誓約します。 ※保護者それぞれの署名が必要です。

令和 年 月 日

保護者署名

保護者署名